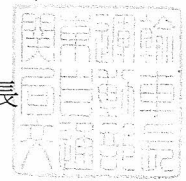


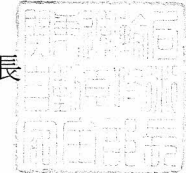
関自旅二第555号
関自保第136号
平成25年 6月28日

一般社団法人全国個人タクシー協会関東支部支部長 殿

自動車交通部長



自動車技術安全部長



個人タクシー事業者の無免許運転の防止について

道路運送法（昭和26年法律第183号）では、一般旅客自動車運送事業者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならないことが規定されています。

また、個人タクシー事業者にあつては、1人1車制であることから運行管理、整備管理等をすべて事業者自らが責任をもって行わなければならない特殊性があり、輸送の安全確保の観点から、事業者として関係法令の遵守が極めて厳格に求められております。

しかしながら今般、運転免許の停止処分を受けた個人タクシー事業者が、運転免許停止期間中に事業用自動車に乗務していたという事案が当局管内において発生したことが発覚しました。

法令の遵守及び輸送の安全確保については、これまでも機会ある毎にその指導等の徹底をお願いしているところですが、かかる事案の発生は、法令の遵守及び輸送の安全確保の意識が著しく欠如しているといわざるを得ず、公共交通機関に対する信頼を損なうものであり、誠に遺憾であります。



つきましては、同種の事案発生を防止するため、傘下団体及び会員事業者に対して輸送の安全の確保及び関係法令を遵守することが責務であることを再度認識させるとともに、下記事項の実施について指導方お願いします。

記

所属・構成団体の長は、以下の措置により無免許運転を防止するために以下の体制の整備を行うこと。

- (1) 運転免許停止の処分及び運転免許期限を失効した会員事業者に対して、速やかに所属・構成団体等に報告をさせること。
- (2) 会員事業者より報告があった場合には、別紙1に取りまとめのうえ、翌月の10日までに、管轄する運輸支局に報告すること。
また、無免許運転が発覚した場合には、直ちに管轄する運輸支局に報告すること。
- (3) 所属する会員事業者の期限更新時において、当該申請書に添付する運転記録証明書及び運転免許証（写）を確認し、運転免許停止期間等がある場合には、報告状況を確認するとともに、乗務記録、チケット換金等の記録により確認し、当該期間における運行の有無を確認すること。

なお、会員団体の長は所属・構成団体に対し、会員事業者の運転免許の処分に係る現況を確認の上報告されたい。

- (1) 事業者の直近の期限更新申請書に添付された運転記録証明の記録を確認し、また、期限更新申請以降の状況について事業者ヒアリングを実施し、運転免許の停止処分を受けた会員事業者を確認する。
- (2) 運転免許の停止処分があった会員事業者については、乗務記録、チケット換金の記録等により処分期間中の運行状況について確認する。
- (3) 会員団体の長は所属・構成団体より報告を取りまとめ、別紙2により7月31日までに管轄する運輸支局を経由して関東運輸局に報告する。

別紙1

運転免許停止期間等報告書

平成 年 月分

組合名
(支部名)
代表者名

印(又は自署)

整理番号	許可(免許)番号	事業者名	運転免許停止等の期間	停止日数	免許証再交付	備考
1					有・無	
2					有・無	
3					有・無	
4					有・無	
5					有・無	
6					有・無	
7					有・無	
8					有・無	
9					有・無	
10					有・無	
11					有・無	
12					有・無	
13					有・無	
14					有・無	
15					有・無	

(注意事項)

1. 運転免許停止等とは、運転免許停止の他、運転免許失効を含みます。
2. 「運転免許停止等の期間」欄について、運転免許停止の期間が短縮されている場合は短縮後の期間を記載してください。

運転免許停止期間等報告書

組合名
(支部名)
代表者名

印(又は自署)

整理番号	許可(免許)番号	事業者名	運転免許停止等の期間	左記期間中の運行		無免許運転確認資料			免許証再交付	備考
				有無	日数	乗務記録	チケット換金記録	その他		
1				有・無					有・無	
2				有・無					有・無	
3				有・無					有・無	
4				有・無					有・無	
5				有・無					有・無	
6				有・無					有・無	
7				有・無					有・無	
8				有・無					有・無	
9				有・無					有・無	
10				有・無					有・無	
11				有・無					有・無	
12				有・無					有・無	
13				有・無					有・無	
14				有・無					有・無	
15				有・無					有・無	

(注意事項)

1. 運転免許停止等とは、運転免許停止の他、運転免許失効を含みます。
2. 直近5年間に運転免許停止等期間がある事業者について記載して下さい。
3. 運転免許停止等の期間は、当該事業者の期限更新時に添付する運転記録証明等により全ての所属事業者について確認して下さい。
ただし、運転記録証明による確認以外の方法で確認できる場合については、当該確認方法について備考欄に記載して下さい。
なお、運転免許停止の期間が短縮されている場合には短縮後の期間を記載してください。
4. 「左記期間中の運行」の「有無」の欄について、有の場合には、「無免許運転確認資料」の欄の無免許運転の確認をした資料に ○ を記載し、当該資料を添付して下さい。